

国民健康保険に加入 しているかたへ

～今月から国民健康保険税の納付が始まります～

納期限内納付のお願い

7月中旬に「令和3年度国民健康保険税納税通知書」をお送りします。国民健康保険税(以下「国保税」といいます。)は、皆さんの医療費に充てる国民健康保険(以下「国保」といいます。)のたいせつな財源ですので、納期限内の納付をお願いします。

なお、令和3年度の国保税(普通徴収)の納期及び納期限は、右のとおりです。

納期	納期限	納期	納期限
1期	令和3年 8 月 2 日(月)	5期	令和3年11月30日(火)
2期	令和3年 8 月31日(火)	6期	令和3年12月27日(月)
3期	令和3年 9 月30日(木)	7期	令和4年 1 月31日(月)
4期	令和3年11月 1 日(月)	8期	令和4年 2 月28日(月)

年金からの天引き(特別徴収)により納付するかたへ

対象となるかた

- 65歳～74歳(今年度中に65歳に到達するかた及び75歳に到達するかたを除く。)の世帯主のかたで、次の全てに当てはまるかた
- ・世帯主が国保に加入していて、世帯内の国保被保険者のかた全員が65歳以上75歳未満であること
- ・年額18万円以上の年金を受給していること
- ・介護保険料の特別徴収対象者で、国保税と介護保険料の合計額が、天引きの対象となる年金額の2分の1を超えないこと

※令和2年10月2日～令和3年4月1日に65歳になった世帯主のかたで、要件を満たすかたは、令和3年10月から年金天引きが開始されます。

※年金天引き対象のかたのうち、口座振替による納付をご希望のかたは、納付方法変更申出書を保険年金課の窓口に出すことにより、変更できます。ただし、これまでの納付状況などから口座振替への変更が認められない場合もあります(納付書払いへの変更はできません。)

7月中旬にお送りする「令和3年度国民健康保険税納税通知書」の中の「年金給付月別税額明細書」をご覧ください。

Q&A

Q1 私は社会保険に加入している世帯主です。私の子どもが国保に加入していますが、私宛てに国保税の納税通知書が届いたのですが。

A1 世帯主が勤務先の健康保険に加入している場合でも、世帯のどなたかが国保に加入していれば、世帯主が納税義務者となります。

Q2 社会保険に加入したのに国保税の納税通知書が届いたのですが。

A2 国保の脱退の手続きはお済みですか。他の健康保険への加入などで国保を脱退すると

きは、14日以内に届出をしてください。脱退の手続きをしない限り、国保に加入し続けていることになり、国保税も課税されます。

Q3 今年度中に75歳になりますが、国保税の納税通知書が届いたのですが。

A3 国保税及び後期高齢者医療保険料は重複しないように、あらかじめ月割で計算しています。なお、後期高齢者医療保険料の通知は75歳の誕生日以降に送付されます。

被保険者証(兼高齢受給者証)が 8 月から新しくなります

被保険者証の有効期限は7月31日(土)です。新しい被保険者証は7月上旬に世帯主宛てに特定記録で郵送します。※国民健康保険税の滞納がある場合は、別途通知を送付し、相談を受け付けます。なお、古い被保険者証は有効期限が過ぎてから自分で破棄してください。

次のような場合は国民健康保険の脱退及び加入の手続きが必要です

○社会保険などに加入しているのに国民健康保険被保険者証が届いたとき

社会保険と国民健康保険に二重加入していることになりますので、脱退の手続きをしてください。

また、社会保険などに加入しているかたが国民健康保険の被保険者証で受診した場合の医療費などは、後日、市から本人に返還請求する場合があります。

○会社などを退職して、どの健康保険にも加入していないとき

原則14日以内に国民健康保険の加入手続きが必要です。手続きが遅れた場合でも、加入の日は社会保険などの資格を喪失した日に遡ります。

また、国民健康保険税も遡って賦課されるため、手続きが遅れると納付回数が減り、一度に納付する金額が大きくなってしまいますので、早めに関入の手続きをしてください。

なお、被保険者証がないと、その間にかかった医療費は全額自己負担となります。国民健康保険の加入後に、申請により保険給付分が国民健康保険から支給されます。

※今まで勤務していた会社などの健康保険を任意継続している場合は、国民健康保険への加入は不要です。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」更新

認定証の有効期限は7月31日(土)です。8月以降も引き続き認定証が必要なかたは更新手続きをしてください(認定証の交付は8月以降です)。

*世帯に所得を申告していないかたがいと認定証を発行できない場合がありますので、非課税所得のかたや税制度上の扶養に入っているかたも住民税の申告をしてください。

*国民健康保険税の滞納がある場合は交付を受けられません。

○医療費が高額になるとき

高額療養費制度により、申請することで自己負担限度額を超えた分が戻ります。

また、窓口で被保険者証(保険証)と認定証を提示することで、1か月間の支払額が自己負担限度額までになります。

*医療機関(入院・外来別)、薬局ごとの取り扱いですので、同月に複数受診がある場合は高額療養費の申請が必要となる場合があります。

*保険外負担分(差額ベッド代など)や入院時の食事代は対象外です。

後期高齢者医療

今年度の保険料額が決定しました

7月中旬に後期高齢者医療保険料額決定通知書がお手元に届きますので、保険料額や納め方をご確認ください。

保険料が軽減される場合があります

①均等割額の軽減 同一世帯内の被保険者及び世帯主の令和2年中の総所得金額などの合計額が軽減判定基準以下の場合には、次のとおり保険料の均等割額が軽減されます。

軽減割合	軽減判定基準(部分は年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します。)	軽減後の均等割額
7割	基礎控除額(43万円) + 10万円×(年金・給与所得者の数-1)	12,510円/年
5割	基礎控除額(43万円) + 28.5万円×(被保険者数) + 10万円×(年金・給与所得者の数-1)	20,850円/年
2割	基礎控除額(43万円) + 52万円×(被保険者数) + 10万円×(年金・給与所得者の数-1)	33,360円/年

②被用者保険の被扶養者の軽減 後期高齢者医療に加入する前日に被用者保険の被扶養者であったかたの軽減額は、次のとおりです。

均等割額	5割軽減(後期高齢者医療に加入してから2年を経過する月まで) ※①均等割額の軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。	所得割額	かかりません(負担なし)
------	--	------	--------------

被用者保険とは…○全国健康保険協会(協会けんぽ) ○各健康保険組合 ○共済組合 ○船員保険のことです。市町村国民健康保険・国民健康保険組合は対象となりません。

～新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免制度～

新型コロナウイルス感染症拡大により収入などに影響を受け、保険税(料)の納付が困難なかたは、減免などの申請ができる場合があります。詳しくは、7月中旬にお送りする納税通知書または保険料額決定通知書に同封されるチラシをご覧ください。

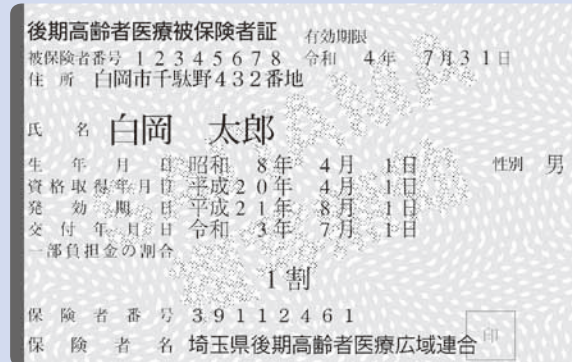
問合せ 保険年金課 国民健康保険担当 内線142～144 後期高齢者医療担当 内線147・148

に加入しているかたへ

被保険者証(保険証)及び限度額認定証をお送りします

「被保険者証」及び「限度額認定証」の有効期限は7月31日(土)です。

7月中旬に新しい有効期限の被保険者証及び限度額認定証(※8月以降も継続して該当するかた)をお送りしますので、8月1日(日)からご使用ください。



有効期限の切れた被保険者証及び限度額認定証は、自分で破棄してください。

後期高齢者医療の医療費の状況

年度	年間医療費総額	一人当たり年間平均医療費
令和2年度	5,814,043,706円	816,694円

今後も医療費は増加することが予想されるため、被保険者の皆さんには、病気の早期発見・早期治療、ジェネリック医薬品の活用、同じ病気で複数医療機関の受診を控えるなどのご協力をお願いします。